

有害鳥獣（イノシシ）駆除に対する補助の増額及び広域連携の 制度化を求める意見書

イノシシの生息域は拡大の一途をたどっており、宮城県内においては丸森町が生息域の北限といわれていましたが、現在では県北部まで広がっています。これらイノシシの生息域の拡大が、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知のとおりです。また、イノシシの駆除頭数の増により、駆除したイノシシを埋設するための労働力不足及び環境悪化も懸念されます。このような状況に対して平成20年10月に宮城県が策定した、現在第2期を迎えている「宮城県イノシシ保護管理計画」を受け、本市においても「名取市鳥獣被害防止計画」を策定しています。

想定をはるかに超えるイノシシの繁殖力の前に被害額の減少にいたっていないばかりか、民家の庭先に群れで現れ餌を探すなど、住民の日常生活をも大きく脅かしており、捕獲数が繁殖数に到底追いついていない状況です。

よって、イノシシ個体数のさらなる削減、農産物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、下記の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及び箱わなの絶対数を増加させなければ効果的かつ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入のための予算増額等の拡充を図ること。

2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化について

増大著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体及び猟友会等が有機的に広域連携することが大きな効果をもたらすと思料されることから、自治体間で猟友会が密な情報交換を行い、有機的な連携をとることので

きる制度の創設と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年12月16日

名取市議会議長 郷内 良治

宮城県知事 殿